

背景経緯

御嵩町では、現在「御嵩町地域公共交通網形成計画(令和2～7年度)」で掲げた交通の将来像の達成に向け、町内の公共交通の利便性・生産性向上等の各種取組みを進めている。

他方、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月施行)」において「地域公共交通計画」の策定が規定された。

現行の網形成計画を継承した「御嵩町地域公共交通計画(令和8年度～)」を策定することとなっているが、名鉄広見線(新可児駅～御嵩駅)の存廃の方向性が決まるまで1年間延長とする。

なお、次期計画策定に向けた作業は一旦保留するものの、結論発出後に策定作業を再開する。

変更内容

現行「御嵩町地域公共交通網形成計画(令和2～7年度)」のP.40、42、50、51、55、56、57、58の年号を変更 ※別紙新旧対照表
 なお、P.42、58に目標値が示されているが、現段階で達成できていないため、目標値の変更は行わない。

手続き

以下の流れで変更の手続きを行う。

- ①御嵩町公共交通会議(書面開催)で「御嵩町地域公共交通網形成計画」の変更(案)の承認
- ②国土交通大臣に提出
- ③1年間延長の手続き完了



今後(令和8年度)

令和6年度に実施した各種ニーズ調査や地域公共交通の課題の整理を踏まえ、地域公共交通計画を策定するために必要な**目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定**、目標を達成するために行う**事業及びその実施主体等を検討**する。

また、全国の公共交通に関する**優良事例の調査**等を参考にしながら、**効果的、かつ導入可能なスキームを検討**し、計画書のとりまとめを行う。

タスク	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
交通会議				●				●			●	
①方針・目標等設定	検討・案作成			交通会議意見反映・案作成				計画案確定				
②事業・実施主体検討	検討・案作成			交通会議意見反映・案作成								
③優良事例導入検討	優良事例調査		導入可能性検討									
④パブリックコメント									準備・実施			
⑤完成											意見反映・完成	